

平成22年度予算編成について

平成21年12月11日

副総理 菅 直人

内閣府特命担当大臣

(行政刷新担当) 仙谷 由人

財務大臣 藤井 裕久

1. 平成22年度予算の編成に当たっては、「平成22年度予算編成の方針について」(平成21年9月29日閣議決定)に基づき、ムダづかいや不要不急な事業を根絶すること等により、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項の実現を図ることとしている。

また、平成21年12月1日の閣僚懇談会における総理からの御発言にもあるとおり、「行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、大胆な歳出見直しを行う」こととしている。更に、平成21年11月20日の閣僚懇談会においても、総理から「事業仕分けを実施したことにより明らかになった横断的な見直しが必要な項目について、徹底した事業の見直しを行い、その結果を平成22年度予算に反映する」旨の指示がなされている。

2. このため、行政刷新会議の事業仕分けの結果及び「事務事業の横断的な見直しについて」等を反映することとし、その結果、別紙のとおり、概算要求額から約6,900億円以上の歳出削減を行うこととする。各府省ごとの歳出削減額については、財政当局から伝達する。

マニフェスト工程表の主要事項、地方交付税交付金等及び国債費については、別途検討を行う。

3. なお、各府省において、万が一、各項目の事業仕分けの評価結果と異なる反映を行わざるを得ない場合には12月14日までに財政当局に申し出ること。ただし、申し出に当たっては、

- やむを得ない極めて強い理由があると認められること、
- 事業仕分けの評価結果と明確に異なる反映であること、
- 原則として、各府省の歳出削減総額を下回ることはないよう歳出削減方策の代替案を提示すること、

という条件が全て満たされている場合に限ることとする。

申し出のあった事項については、必要に応じて、12月15日以降に大臣折衝を行うこととし、その後、予算関係閣僚委員会の議を経て対応を決定することとする。

(注) マニフェスト工程表の主要事項を除き、概算要求額から上記の各府省ごとの歳出削減額を減算した額(※)の範囲内で、財政当局とも調整を行いつつ、12月18日までに各府省の平成22年度予算の計数を確定することとする。

※その他人件費の当然減等必要な加減算など具体的な手続きについても、別途、財政当局から通達する。

(別紙)

**行政刷新会議の事業仕分けの評価結果及び
横断的見直し等を反映した各府省ごとの歳出削減額**

(億円)

	①21年度 当初予算	②概算要求 (マニフェスト主要事項除く)	③概算要求からの 歳出削減額
内閣・内閣本府等	4,221	4,008	▲ 114
警察庁	2,673	2,749	▲ 41
総務省	11,626	11,597	▲ 420
法務省	6,721	6,841	▲ 40
外務省	6,700	6,671	▲ 98
財務省	13,146	13,139	▲ 137
文部科学省	52,817	52,938	▲ 1,142
厚生労働省	251,861	261,655	▲ 1,906
農林水産省	25,528	21,820	▲ 1,556
経済産業省	10,166	10,269	▲ 304
国土交通省	63,573	55,943	▲ 1,017
環境省	2,237	2,221	▲ 90
防衛省	47,741	47,722	▲ 54
合計	499,010	497,572	▲ 6,919

(注1) 概算要求額から上記の削減を行い、加えて公益法人等の基金等の見直しに伴う22年度支出や人件費の当然増減を別途調整した金額が、各府省の予算額の上限となる。

(注2) 公共事業関係費については関係所管ベースで整理しているため、各計数は予算書上の計上額と異なる可能性がある。

(注3) 各計数は、一般会計予算のうち、国会、裁判所等に係る予算及び地方交付税、予備費、国債費等を除いたものである。